

第7回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和4年3月14日（月）9時59分～10時47分

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 石岡委員、戸沢委員、飛鳥委員、森委員

労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、野坂委員

使用者委員 小笠原委員、齋藤委員、平野委員、田中委員、藤井委員

【事務局】 高橋局長、橋本労働基準部長、吉田賃金室長、小枝室長補佐、
長尾厚生労働事務官

4 内 容

室長補佐

それでは、ただ今から、第7回青森地方最低賃金審議会を開催いたします。
本日の委員の出欠状況ですが、廣森委員、黒滝委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴について公示いたしましたが、希望者がありませんでしたので、併せて御報告いたします。

初めに、高橋労働局長よりご挨拶を申し上げます。

局 長

委員の皆様におかれましては、年度末、大変お忙しい中、当審議会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年度の青森県最低賃金の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症が終息していない中、中央最低賃金審議会により全ランクで過去最高となる時間額28円が示されました。これを踏まえ、真摯なご議論をいただきまして、専門部会において8年ぶりに予備日も使用するなど難しい審議でございましたけれども、最終的には採決ということで、時間額29円引き上げ822円ということで結審をしていただいたところでございます。その後、所定の手続きを経まして令和3年10月6日より発効させていただいております。

また、青森県特定（産業別）最低賃金につきましても、4業種すべて例年どおりの12月21日に指定発効させることができました。

今年度、本審・専門部会・検討小委員会を合わせまして、例年より1回多い計18回の開催となりましたけれども、いずれにおきましても円滑な審議会運営、真摯な議論ができましたのは、ひとえに石岡会長様をはじめまして、委員の皆様の多大なるご尽力によるものと心から感謝申し上げます。

私ども労働局といたしましては、引き続き最低賃金の履行確保に万全を期すとともに、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上

等のための支援を実施してまいります。

本日は、来年度の青森県特定（産業別）最低賃金の改正申出の意向表明などについてご報告をさせていただきます。来年度も、委員の皆様をはじめ関係者の御協力をいただきながら、青森地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので今後ともよろしくお願い申し上げます。

室長補佐 以後の議事進行につきましては、石岡会長よろしくお願いたします。

石岡会長 それでは、議題に入りたいと思います。まず議題の1。事務局のほうから説明していただけますか。

賃金室長 本日もよろしくお願いたします。

わたくしのほうから資料を説明させていただきます。資料1ページからになります。産業別最低賃金の改正につきましては、例年7月末ごろまでに関係労使の申し出を受けまして、改正の必要性の諮問、あるいは、「必要性あり」となると改正の諮問という流れになりますけれども、その前に、概ね前年度末を目途に、「申出の意向の有無について審議会において確認すること」というふうにされております。

今般、労働者側から提出されました「意向表明」の文書の写しが、会議資料の1ページから4ページになってございます。

1ページ目が「鉄鋼業」でございまして、基幹労連青森県本部様から申請がございました。2ページ目が「電気機械器具等製造業」でございまして電気連合青森地域協議会様から。3ページが「各種商品小売業」でU Aゼンセン青森県支部様から。4ページが「自動車小売業」で自動車総連青森地方協議会様から。

それぞれ意向が表明されております。

この意向表明がございましたので、来年の7月末までに、この4業種について改正の申出が行われるということになりますので、審議会としてのご確認をお願いしたいと思います。

事務局では、6月に最低賃金基礎調査を行いますけれども、例年どおり、この4業種につきましても改正審議に対応できるよう、準備をさせていただくということになります。

次に、意向表明がございましたので、適用労働者数等の確認をお願いしたいと思います。

会議資料は5ページでございます。

鉄鋼業につきましては、適用労働者数は「1, 353名」、電気機械器具等製造業につきましては、「7, 359名」、各種商品小売業につきましては、「2, 259名」、自動車小売業につきましては、「4, 913名」と

なっております。

この適用労働者数と適用使用者数は、平成28年の経済センサスの調査結果を基に、その後の実態調査等の結果を反映させたものというところでございます。

改正の申出については、適用労働者数の「概ね3分の1」とされておりまして、各業種につきまして、申出要件の欄に記させていただきました、鉄鋼業451名から一番多いのは電気機械器具等製造業の2,453名となります。

改正申出に際しての必要書類につきましては、労働協約ケース、公正競争ケースとも6ページ以降にございます。基本的には例年と同じでございますが、今回から押印等が不要になったというところでございます。

具体的には、資料8ページの一番右側の欄のところの4行目に「合意したものの記名」とありますけれども、これが昨年までのものですと「署名捺印」というふうになっていたというものです。

以上、産業別最低賃金の改正申出の意向表明に関する説明を終わります。

石岡会長

ただ今の報告につきまして何かご質問等はございませんか。

(委員から、「特になし」)

石岡会長

それでは、令和4年度の産業別最低賃金の改正につきまして、鉄鋼業をはじめとする4業種すべての産業別最低賃金の改正申出の意向表明が行われていることを、当審議会として確認をしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

(委員から、「異議なし」の声)

石岡会長

ご承知のとおり、産業別最低賃金は関係労使のイニシアチブの発揮により設定されるという仕組みになっておりますので、円滑な審議に向けて、日ごろから労使双方で意思疎通を図っていただくようお願いをしたいと思います。

では次に、議題の2番目になりますが、「令和3年度最低賃金審議会等開催状況の報告について」ということで、事務局からご説明をお願いします。

賃金室長

資料9ページの「令和3年度青森地方最低賃金審議会会議別開催状況」をご覧くださいと思います。今年度は、局長挨拶にもございましたが、地賃の専門部会が例年より1回多い5回の開催となり、本日の本審を入れますと、本審、専門部会、検討小委員会を含め、全部で18回の開催となっております。

地域別最賃については、本年度は、目安伝達が7月27日に、その後、金額審議を4回行っていただきまして、8月の10日に答申をいただき、10月6日の発効ということになっております。

産別についても、例年通り、12月21日指定発効ということになっております。

10ページにつきましては、青森県の地域別及び産業別の最低賃金の推移を平成22年から表にしたものでございます。

地域別最低賃金については、29円のアップ。産業別最低賃金については、鉄鋼、電機、自動車は26円。各種商品小売業は27円の引き上げとなっております。

11ページから13ページは、鉄鋼業、電気機械器具等製造業、自動車小売業の東北で同じような設定がある県につきまして、同じような推移を表にしております。

各種商品小売業は、現在東北では青森県だけの設定となっておりますため、資料として付いておりません。

14ページでございますが、上の表は、平成24年度以降の「青森県最低賃金改正に伴う未満率・影響率」の推移でございます。下の表が「監督指導結果の状況」でございます。

今年度の最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導でございますが、例年通り、1月から実施しているものでございます。2月末までの集計ですと、監督の実施が189件、最低賃金法の違反が15件、違反率は7.94%というふうになっております。

今年は、引き上げ額が多かったので、もう少し違反率が高くなるかと予想しておりましたけれども、3円アップだった去年よりも少ないということでございます。最低賃金は社会的関心が非常に強いということでマスコミ各社も大きく取り上げたことで、使用者のほうにも周知がある程度行われたのかなというふうに思うところでございます。

引き続き、最低賃金の履行確保につきましては、行政としても力を入れて参るといことになりまますので、周知につきましては、皆様も引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

本年度の審議会開催状況等につきましては、以上でございます。

石岡会長

ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

(委員から、「特になし」)

石岡会長

その他に事務局から何かありますか。

賃金室長

資料の残りの部分について、簡単に説明をいたします。

15ページから最低賃金に係る「周知広報の実施状況」でございます。

1は、報道機関へのリリース関係で、昨年と同様にリリースをさせていただきました。特に地域別最賃につきましてかなり大きい取り扱いをしていただいたということでございます。来年度も同じようにしていきたいと思っております。

2は報道機関以外への広報ですが、ここにあるように依頼としては687件、こちらのほうにポスター、リーフレット等を送付させていただきました、周知をしたということでございます。

市町村の広報誌に掲載していただくというのを非常に重視をしているのですけれども、3月までに40市町村すべてに地域別最賃の改正が掲載されております。

周知広報につきましては、これからも効果的な時期、手法をさらに検討し、周知に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

石岡会長 ただ今のご説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

(委員から、「特になし」)

石岡会長 本年度は今日でお終いということになりますので、今年度の審議会を振り返りまして、何かご意見あるいはご感想等がございましたらお聞きしたいと思うのですが、何かございませんか。

秋田谷委員 局長のご挨拶にもありました通り、今回はAからDランクまでが28円ということで高い目安が示されました。審議が全国でスタートしたわけですが、審議結果を見ますとAからCランクはすべて目安額通りで、Dランクにスポットを当ててみますと、16県中7県が目安額にプラスということで、金額としては1円から4円という幅で結審をしたものであります。この金額をパーセントで見ますと、プラス結審したところの割合は43.75%ということで、半数まではいきませんが、非常に高い割合で28円という高い目安を上回る金額で結審をしてきたというふうに認識しております。これをどのように判断するかというのはそれぞれだと思いますけれども、まず一つが労働力が都心部に流出してしまうということ。二つ目として、中央の金額との格差をどのように縮小していくかということがあったと思います。28円という増額の中では中央と地方の格差は解消できないという中でプラス額という結審で終わったというふうに判断しております。今回の2021年度の審議状況を見ますと、予備日を使って、非公開の中で、慎重な審議を行った中では、公労使の3者構成で意見を出し合う中で公益の先生たちが慎重かつ非常に悩みながら出していただいた目安額だというふうに認

識をしております。そういうふうな意味では、公益の先生たちにも非常にご迷惑をかける中での目安プラスで結審したということで使用者代表の皆さんからすれば非常に厳しいというご意見もあろうかと思えますけれども、なんとかそれを乗り越えて青森県内に労働力を確保しつつ、将来に向けて事業を継続していくということで、労使協調の中で進めていければいいと思っております。

以上でございます。

小笠原委員

令和3年度におきましては、一昨年につき、新型コロナウイルス感染症の再拡大の中、過去最大の目安額が示され、令和2年度の「据え置き」という状況とは別の意味で難しい審議であったと感じているところでございます。ご案内の通り、まだ新型コロナウイルス感染症は現在も収束せず、長期化している状況でございます。加えまして、国内外情勢の緊迫化ということで、原油高、ウクライナ情勢といった新たな問題が出てきておまして、更なる影響というのを懸念するところでございます。中賃の目安審議につきましては、ご承知の通り、令和2年度を除き、毎年、過去最大の目安額が提示されてきている状況でありますので、令和4年度の目安もこれらの状況を踏まえますと、中々厳しい審議になるのかなと感じているところであります。内閣も変わりましたので、令和4年度の審議の時は、原則を踏まえた目安提示を大いに期待したいと思っております。

以上でございます。

齋藤委員

いろいろな状況の中でこういう審議会でも議論を重ねる中で基本線のようなものが出ていますのですけれども、我々、使用者側の立場から感想を言わせていただくと、新型コロナが未だに収束せず、原油高もあります。原油の動きについては、我々は油を売る仕事をしているものですから原油の動きを注視しているのですけれども、今日は下がり気味ということでした。ただ、今現在、ロシアの状況もあり、日本は8.9%ほど原油をロシアから輸入しており、LNGはそれ以上の割合を輸入しています。そうした中で、食品などの値上げがされています。燃料についても国が助成することで価格の上昇を抑えているのですけれども、特効薬にはなっていない現状の中で今年度29円という最高額の上げ幅なわけですけれども、我々、中小企業の立場から言わせていただくと、若者の地方流出を抑えるという大義名分はありつつも、現状、足元を見ても、会社の規模やレベル、業種によって異なりますけれども、非常に厳しい経営状態の中でやっておりますので、一番直接経費でかかる人件費で苦労しているということをご理解いただきたいと思っております。実際、会社を運営していく中で一番大きいのが人件費ですが、従業員を確保し、従業員の生活を守っていくということも経営者の考えることだと思っております。双方において意見があるとは思いますが、落としど

ころを見つけて、次年度も審議をしていければと思っております。

平野委員

5年ほど、審議会の委員を務めさせていただきましたけれども、異動の関係で今回をもって引退させていただくということで、お世話になりました。5年間やらせていただきますと、やる前は最低賃金がどういうふうに決まるか中身をよく分かっていなくて、実際にやってみると中央最賃の目安と地方の位置づけで壁にぶつかった5年間だったというふうに考えております。特に、今年度、来年度を含めて、資源高、原材料高ということで4月、次は6月と値上げの予定が目白押しとなっております。最終的に、原油は下がらないのだろうと思っております。政府が助成金を25円に引き上げて現況の維持をしていくのが精一杯なんだと我々は見えております。一番効くのはトリガー一条項ですが、ガソリンと灯油しか適用されないので、重油は適用外です。政府筋では話が上っているようではすけれども、実現には時間がかかるという気がしておりますので、価格転嫁をできる企業、できない企業というのが生き残れる、生き残れないというのを分けるような感じがしております。そういった意味では、最低賃金というのは、「中小の小」のほうにとっては影響率としては高いのだろうと思っております。現実的に、東北の企業数を見ても、確実に減っています。倒産はしてなくても、撤退などもありますので、雇用環境というのは悪化しているのかなというところでもあります。人材の流動性については、補助金等々で維持されておりますので、従来に比べると勢いはないのかなと、雇用は維持されているのかなと我々も肌で感じております。そういった意味で、今年度の目安額28円と大幅に上がったので、来年はどうなるのだろうと考えると、トヨタさんのように要求をすべて飲むと発言された企業さんもありますので、大手と中小の格差がどうなるんだということに注目しております。特に中小関係の賃上げがどのように決着していくのか。それが中賃の目安にどのように反映されるのかというのが、今年度のポイントなのかなと感じておりますので、来年度も中々厳しい中での議論になるだろうと思っておりますけれども、今後は一経営者として経過を見守っていきたくと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

赤間委員

全国的にリーマンショック以降、経営者の方も戦々恐々としていて、賃金を上げずにいました。労働者も世の中が大変だということで我慢してきた経過もあるでしょうけれども、結果的に劣ったのは国力・県民力でした。審議の中でも言いましたけれども、 아이폰 一個買うのに、アメリカでは平均所得の25%で買えるのが、日本国民は45%も払わないと買えないわけです。これが、賃金を日本が据え置いてきたことによる購買力の低下だと思っております。最低賃金というのは、日々食べるものを買うような人たちの賃金だと思います。地元の消費性向が一番上がるのは賃金の上昇ということなので、地元の企業に貢献するという意味でも最低賃金はとても意味があるものだ

と思います。これからもそういう視点も考えながら、来年はますます厳しいと思いますけれども、経営者の方々には是非とも未満率をみると吸収できるようなので生活困窮者と地元の経済の底上げのためにもご協力をしていただきたいなと思ってます。1年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

小枝委員

電器産業のほうも今、春闘で最低賃金も含めて動きが出てきておりました。今週の水曜日にはある程度の方向性が出るのではないかと思うのですけれども、やはり、東京のほうの基準で話をされているようで、青森県の水準と東京の水準は元々格差があるので、東京の論議の話を聞いても、全くかみ合わない。うちも本社があつて、山形と弘前に工場がありますけれども、最賃の絡みで本社に話をするのですけれども、今年ほどかみ合わない年はないというくらい非常に最低賃金に対する企業側の対応が厳しいというのを肌で感じました。なので、新年度の最低賃金に関しては、中賃の目安がどのようになるかというのがかなり効いてくると思うのですけれども、かなり厳しい交渉になるのではないかなと心配をしております。そうした中で、何とか県内の賃金の底上げ、公正競争等含めて、もらっている時給で生活できる水準の確保というのを皆さんと目指したいと思っております。前にも言いましたが、一人の給料で家族を養う時代はとっくの昔になくなってしまいました。なので、時給で生活できる水準にならないと何のために働いているのかということにもなりかねませんので、この辺りを、公労使三者で協力しながらいい方法を見つけていければなと思います。来年1年は残ると思いますので、何とか協議のほう円満にできればなという思いでございます。以上です。

戸沢委員

仕事柄、いろいろな人と取材などを通じてお会いするのですけれども、学生さんと最近お話しして驚いたのが、最低賃金について学生さんが知っているということでした。普段からバイト先などで自分の給料について意識しているから最低賃金が注目されているのだと思いました。もう一つは、NHKは受信料をいただくので個人の方だけではなくて、事業所の方もお付き合いがあるのですけれども、やはりここ2、3年、皆様の状況が厳しいようです。受信料の制度として減免があるのですが、それを通り越して、事業を停止するので受信料を払いませんという申出も増えています。そういったところで、ここでの議論は双方ともに正しい主張をしていच्छゃると思っておりました。ただ、それぞれの主張に間違いがない中で一つの結論を出さなければいけないという難しさを2年間で感じました。多分、来年度も今のお話ですと、皆様予告されておりましたので、更に難しい審議になるのかなと思ってます。なので、どのようにお役に立てるかわかりませんが、世の中に伝えるということも仕事でありますので、そういったところで少しでも貢献していけたらと思っております。よろしく申し上げます。

飛鳥委員

先ほど、戸沢委員のおっしゃったことと繋がるのですが、学生さんはバイトをしているので最低賃金について知っています。でも、生活と結びついていない部分があります。社会に出て賃金が生活と直接結びついてくることを実感してほしいと思って、私もいろいろと説明するのですが、中々、結びつかないということがあります。では、どうすればいいんだろうと考えると、ここでの話し合いを事あるごとに説明しております。私もいろいろと考えるところがありますし、皆さんも大変ご苦労なさっているところだと思いますし、今年度については石岡先生もお疲れになっただろうと思っております。1年間お疲れさまでした。

森委員

私は大学で経済学を教えておまして、経済学では賃金の話も重要なテーマなので話をしたりします。あと、インフレとかデフレのお話もするのですが、私が小さい頃は高度経済成長期に育ちましたので、父親の給料が4万円とか5万円とかくらいの時代でした。私が大学を卒業して新卒の時の給料は10万円そこそこでした。やっぱり、給料はただ上がっているわけではなくて、物価も上がっておりました。ですから、肌感覚で物の値段は上がる、給料は上がるというようなインフレの時代でした。けれども、学生たちと話をしていると、彼らはずっとデフレの時代に育っていますので、物の値段が上がるということを肌感覚で分かっていないんです。ですから、給料の話をしてあまりピンと来ないところがあります。で、この30年ほとんど物の値段が上がらないということは、企業の収益も上がらないということになるので、コストダウンを重ねることになります。ただ、コストダウンにも限界があります。なので、最近、経済学で言われているのが「安すぎる日本」ということで、昔は円安が輸出企業の業績に結び付いて経済にいい影響だと言われていたのですが、今は貿易収支赤字です。原油とかエネルギーを海外から調達していますから、この円安が続けば恒常的に貿易赤字国になるかもしれない。とすると、何もかも物の値段が安いのが良いという今のデフレの時代に合った感覚から変わって、物の値段を適正な価格に上げていく。企業さんも販売価格やサービス料金を上げていく。給料もそれに見合っただげていく。昔のような高度経済成長期のようなことはできないにしても、意識とトレンドが変わっていくのではないかと考えております。でないと、値下げ値下げ、商品の値段を上げると世間から叩かれるようになって、おかしくなってしまいます。適正な値段には上げるということです。給料についても低く抑えようということになれば購買量が減って行って、逆に売上が伸びない。最初、私が大学で「なぜ、日本企業は中国に進出するのか」と言ったら、日本人一人の給料で28人の社員が雇えますということでした。今は違います。日本人よりも給料は多いです。だから、世の中のこれまでの惰性から社会全体の環境は変わっているのではないかと考えてます。できる

だけ、公益の立場で、決して片方にとすることは考えておりません。今年はハラハラしましたけれども、使用者側も労働者側も真摯にお話をさせていただいて、公益側の提案を受け入れていただいて誠に感謝しております。どうぞ、来年も一つよろしく願いいたします。

石岡会長

最後に私から。今年度は大変厳しい状況の中で予備日を使って審議を続けて最終的に公益見解について何とか可決したというのは本当にありがたいと思っております。ここ数年、シビアな状況が続いていて、中々気が休まらない日々が続いていたのですけれども、今度は、ウクライナの問題が起きて、いったいどうなるのかなと思っております。ウクライナ問題というのが日本経済にどのような影響を与えるのかについてはもう少し様子を見ないと何とも言えないのかもしれないのですけれども、非常に歴史上の一つの転機になるような場面を迎えて、それを踏まえて、どうするのかという大変難しい時期に来ているなと思っております。来年度のことはまたその時点で考えることとして、幸い、今年度の委員会では厳しい意見はいただきながらも最終的には採決で決めるということで、審議をボイコットするところまでは至っておりませんので、大変ありがたいというふうに思っております。来年度がどのようになるか分かりませんが、我々としても公労使皆様のご協力を得て、何とか良い結論を出していきたいなと思っておりますので、皆様にはご理解・ご協力をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

事務局のほうから何かございますか。

賃金室長

わたくし、2年携わりましたけれども、ちょうどその時からコロナが出てきて、8年ほど前に事務局にいて携わった頃と比べても非常に議論があつたと思っております。それでも、石岡会長をはじめ、皆様のご協力を得て、不十分な点は多かったと思っておりますけれども、何とか結論を出していただいたということに本当に感謝しております。今後も皆様委員の任期も1年ございますので、来年度もこのメンバーでお願いするということになるかと思っておりますので、何とかよろしく願いしたいと思っております。最後に、今日欠席されている廣森委員でございますけれども、諸事情により辞任をされるということでございます。後任の委員につきましては、今、検討中ということですので、任命されましたらお知らせしたいというふうに思います。本当にありがとうございましたという感謝の気持ちをお伝えして事務局の挨拶とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

石岡会長

それでは、本日の審議会はこれで終了ということにしたいと思います。
今年度はどうもお世話になりました。
どうもありがとうございました。